

「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」  
等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

- 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 1
- 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表…………… 2

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知及び同項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合には、第2条から第12条までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。</p> <p>8 <u>前2条、第6項、次条第1項及び第16条第1項の規定は、前項の施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。</p>	<p>(会社情報の開示の方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合には、第2条から第12条までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。</p> <p>(新設)</p>

**上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部  
改正新旧対照表**

新	旧
<p>2 第3条（子会社等の情報の開示）関係</p> <p>(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～g （略）</p> <p>h 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) 業務上の提携を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合</p> <p>当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあつては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の<u>取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</u></p> <p>ロ （略）</p> <p>(b) 業務上の提携の解消を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計</p>	<p>2 第3条（子会社等の情報の開示）関係</p> <p>(1) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に従い、当該aからoまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）については、当取引所が定めるところによるものとし、IFRS任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。</p> <p>a～g （略）</p> <p>h 第1号hに掲げる事項</p> <p>(a) 業務上の提携を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合</p> <p>当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあつては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の<u>数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。</u></p> <p>ロ （略）</p> <p>(b) 業務上の提携の解消を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計</p>

年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあつては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあつては、相手方の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であること。

ロ (略)

i (略)

j 第1号jに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ・ハ (略)

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k～o (略)

(2) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に従い、当該aからhまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFR

年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあつては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあつては、取得されている株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。

ロ (略)

i (略)

j 第1号jに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ・ハ (略)

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

k～o (略)

(2) 第3条に規定する当取引所が定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次のaからhまでに掲げる区分に従い、当該aからhまでに定めることとする。ただし、第2条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによるものとし、IFR

S任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

(b)・(c) (略)

b～h (略)

付 則

この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。

S任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第2号aに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による被害を受けた資産の帳簿価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。

(b)・(c) (略)

b～h (略)